

密集市街地整備支援調査

密集市街地において、防災性の向上や居住環境の改善、魅力あるまちづくりを行うための面整備、公共施設整備等のための調査を行う地元市に対し支援を実施する。

支援対象者

密集市街地整備の調査を実施する市

支援概要

堺市/新湊地区 豊中市/庄内地区・豊南町地区 守口市/東部地区・大日・八雲地区 門真市/北部地区 寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区の住宅市街地総合整備事業区域内（ただし守口市八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）、大阪市（住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限る）において、市からの要請に基づいた次のいずれかに該当する調査等で、センターが支援を必要と認めたものに対して支援する。

(1) まちづくり支援調査

ア 市街地整備等支援調査

- ① 現況・課題の整理
- ② 市街地整備等の目標と基本方針の策定
- ③ 市街地整備構想や整備方策、規制誘導方策等の検討調査
- ④ 密集市街地整備の進捗管理に必要となる調査

イ 空き家・空き地活用支援調査

- ① 市の活用に向けて必要となる測量や所有者等調査等の関係調査
- ② 空き家・空き地の活用方策の検討調査

(2) 老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための支援

ア 技術者派遣

老朽建築物所有者への建替え等の働きかけや公共施設整備に伴う用地買収等を行う技術者を派遣

イ 専門家支援

公共施設の整備に伴い、専門家の助言や分筆登記、測量等の必要がある場合に専門家に依頼、分筆登記、測量、補償額算定の照合等の必要がある場合に土地家屋調査士や測量士事務所等に委託

支援金額

上記(1)(2)の調査
調査に要する費用はセンターが負担する。